

生きがい対応型通所事業の終了について（高齢者支援センターの廃止）

■事業の現状（概要）

	西川地区	中之口地区
事業の目的	高齢者の閉じこもり防止、介護予防及び健康増進を図るため、通所による交流の場やレクリエーションなどの提供により、生きがいづくりと社会参加を促進する。	
開設場所	西川高齢者ふれあいセンター	中之口高齢者支援センター
登録者数	35（実利用者 31 人）※R5.5.1 時点	39 人（実利用者 33 人）※R5.5.1 時点
開催日	月曜日～金曜日のうち 1 回	月曜日～金曜日のうち 1 回
利用者数	年間延べ 1,502 人 平均約 5.8 人/1 日	年間延べ 2,534 人 平均約 9.7 人/1 日 (GB) 460 人 (20 人/回) ※実働 23 日
利用料	1 回 500 円 R4 歳入: 751,000 円	1 回 500 円 (GB: 半日 100 円) R4 歳入: 1,267,000 円 (GB) 92,000 円
指定管理者	社会福祉法人 新潟南福祉会 (R3~R5)	社会福祉法人 愛宕福祉会 (R4~R5)
指定管理料	9,201,000 円/年	8,200,000 円/年

■見直しの経緯

令和元年度からの集中改革プランにおいて、生きがい対応型通所事業は、全市的に地域の茶の間などの類似事業へ移行・統合することとしており、平成 30 年度に市内 24 か所で実施していた事業は、順次終了してきた。西蒲区においても、平成 30 年度末で 4 か所、令和元年度末に 2 か所で事業を終了したほか、残る 2 か所でも西川地区は令和 3 年度から、中之口地区は令和 4 年度から、人員体制を 4 人から 3 人に見直し縮小している。指定管理においても、令和 5 年度での事業終了を見据えて、中之口地区の指定管理者選定時において、指定管理期間の終期を西川地区の最終年度である令和 5 年度までの 2 年間として、西川地区と合わせている。

令和 3 年度に、秋葉区と南区で事業を終了して以降は、西蒲区の 2 か所のみとなっている。

＜市内における生きがい通所事業数＞

	北区	東区	中央区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	市内計
H30	2	2	3	4	1	4	8	24
R1	2	—	—	3	1	3	4	13
R2	1	—	—	1	1	—	2	5
R3	—	—	—	1	1	—	2	4
R4	—	—	—	—	—	—	2	2
R5	—	—	—	—	—	—	2	2

＜西蒲区での廃止年度＞

(平成 30 年度) 4 地区廃止 (間瀬、越前浜、十三輪、かすがい荘)
(令和元年度) 2 地区廃止 (松野尾、潟東)

■今後の方向性

(1) 生きがい対応型通所事業

令和 5 年度末で事業を終了する。終了にあたっては、新たな地域の茶の間の創設や既存の地域の茶の間や幸齢ますます元気教室などへの参加を案内するなど、支え合いの仕組みづくり推進員と連携しながら個別に代替先を探っていく。

(2) 施設について

- ①西川高齢者ふれあいセンターは、民間への売却又は貸し付けについて今後検討していく。
- ②中之口高齢者支援センターは、現在入居している地域包括支援センター中之口・潟東（愛宕福祉会）が引き続き入居するものとして有償で貸付を行う。併せて、多目的ホール（屋内ゲートボール場）部分も、屋内型のゲートボール場が近隣では南区の 1 箇所のみと少ないことから協会への有償貸付を検討していく。

(3) 例規等

生きがい対応型通所事業を実施している 2 施設は、「新潟市高齢者支援センター条例」で規定しているため、同条例及び施行規則は廃止する。「新潟市生きがい対応型通所事業実施要綱」も併せて廃止する。

＜西川高齢者ふれあいセンター＞



＜中之口高齢者支援センター＞



■スケジュール

令和 5 年 9 月～10 月	地元コミ協、利用者等への説明
令和 5 年 10 月末	自治協議会で施設の廃止について意見聴取
令和 5 年 12 月議会	高齢者支援センター条例廃止議案提出